三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

二(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(二)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市乙津字根老二二六三、二二六五、養沢字向養沢一一九四、一一九五、一一九六の一、西多摩郡奥多摩町境字ひむら向五三、五四の一、氷川字井戸入一〇九〇、留浦字あかさす八五七、八五八、八五九の一、八六〇の一から八六〇の四まで、字いけ一六六九、一六七二の一、一六七三、一六七四、一六七六の一、一六八〇から一六八二まで、字茸岩一六八五の一から一六八五の三まで、一六八八の一、字上坪澤七九四の一から七九四の四まで、八一二、字塩澤八一三、八一四の一から八一四の七まで、八二一の一から八二一の四まで、字京戸八二二の一から八二二の四まで、八二三の一、八二三の二
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市戸倉字盆堀谷千ヶ沢二四二三・養沢字養沢二三八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、青梅市成木七丁目一一〇九（次の図に示す部分に限る。）、一〇九〇、一一一一、西多摩郡日の出町大字大久野字三ツ沢滝ノ入四八五二（次の図に示す部分に限る。）、四八四五、奥多摩町境字三の木戸一五八の一、一五八の四、一八五、一八七、一八八、一九〇、二五〇の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字養沢二三八の一
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○近畿地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　淡路都市計画道路事業三・六・四百六十号富島幹線
三　事業施行期間　自平成二十九年一月十七日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　兵庫県淡路市浅野南字杭ヶ脇及び字水越地内
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南あわじ市八木寺内字赤岸一三一一番三地先から同市市円行寺字大田川原五三三番一地先まで	前	九・九〇メートル	〇・〇五一キロメートル
	後	一六・八〇～二〇・〇〇メートル	〇・〇五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所